



## 情報ボックス

### タバコパッケージの健康警告表示についての要望書を 総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出

「受動喫煙のない日本を目指す委員会」が世界標準を求める

「受動喫煙のない日本を目指す委員会」（委員長＝下光輝一・東京医科大学名誉教授。事務局＝日本禁煙学会）は1月15日、タバコパッケージの健康警告表示についての要望書を内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出した。要望書では、政府にはタバコ販売を許可するにあたり、それがいかに依存性が強く、生命に危険な物質であるかを正確に国民に知らしめる義務があると強調。さらに、日本も加盟するWHOタバコの規制に関する枠組み条約では、健康警告はタバコパッケージ表示面の50%を占めるべきで30%を下回ってはならないとされているが、わが国のタバコでは表示の文字面積が20～25%と基準を下回っており、条約の縛りを満たしていないと指摘した。また、画像による健康警告について、ガイドラインではその効果には持続性があり、小児・子どもにはとくに有効とされ、現在、世界の80か国以上が実行していると説明。その上で、①条約で定められている表示面積（50%以上）に合わせる、②画像による健康警告を世界標準にあわせて採用する、③タバコ会社の宣伝を除去した「プレインパッケージ」とする——という3点を要望した。

### 精神保健福祉センターや保健所などを中心に アルコール健康障害対策の相談支援体制づくりを

内閣府がアルコール健康障害対策推進基本計画案を公表、都道府県計画の策定は努力義務

内閣府は1月22日、アルコール健康障害対策推進基本計画案を公表した。第13回アルコール健康障害対策関係者会議に提案されたもの。議員立法で平成25年に制定されたアルコール健康障害対策基本法にもとづいて策定される計画で、政府が講ずる対策の基盤。28年度からの5年間を対象となる。

計画案は、「アルコール健康障害対策推進基本計画について」「基本的な考え方」「第1期基本計画で取り組むべき重点課題」「基本的施策」「推進体制等」で構成。基本的な方向性として、①正しい知識の普及および不適切な飲酒を防止する社会づくり、②精神保健福祉センターや保健所などが中心となって行

う誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり、③医療における質の向上と連携の促進、④アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくりが挙げられた。また都道府県計画の策定が努力義務とされ、行政、事業者、医療関係者、自助グループなどによる意見交換や連絡調整等の協議を行う会議を設け、対策を継続することが重要とされた。省庁間で最終調整され、パブリックコメントを経て、5月末までに閣議決定と国会への報告が行われる予定。

### 乳がん検診の受診率アップ目指し 患者団体と協働で「出前講座」と「母の日キャンペーン」

協働事業提案制度を活用した  
練馬区北保健相談所と「あけぼの-NERiMA-」のコラボ

練馬区では、練馬区協働事業提案制度を活用した「乳がんの検診を促す啓発事業」（ねりまほっとライン<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/kocho/hotline/list/201510a.html>）に取り組んでいる。乳がん体験者の団体「あけぼの-NERiMA-」が小中学校PTAなどの子育て世代に「乳がんのお話出前講座」を行うもので、練馬区北保健相談所と協働で乳がん検診の受診勧奨をするのが狙い。

練馬区では、乳がんの75歳未満の年齢調整死亡率が高く、乳がん検診の受診率も低迷。国立がん研究センターによると、乳がんの75歳未満の年齢調整死亡率は、全国平均10.8（人口10万対）、東京都13.0なのに対し、練馬区は17.7（いずれも平成23年）。乳がん検診受診率も20%程度にとどまっている。そんななか、乳がんをテーマにした講演会の講師として接点のあった「あけぼの-NERiMA-」の代表で自身も乳がん経験者の西貝圭子さんが「乳がん検診の受診率を何とか上げたい」と企画を提案した。北保健相談所地域保健係長の佐藤一江保健師は、「従来の来所型講座では、参加者の年齢が高く、乳がんが急増する30歳代から罹患のピークとなる40歳代の参加が少なかった。そんなジレンマもあったので、子育て世代にターゲットを絞って一緒にやりましょう、と意気投合したのです」と振り返る。

出前講座では、独自に作成した乳がん検診から治療までの流れを専門医が解説したDVDを上映した後、乳がん検診の受診方法の説明と、西貝さんら乳がん体験者の経験談を聞き、その上で、乳がん触診モデルを用いた自己触診を体験してもらう。協働事業をスタートさせた平成26年度には、PTAなどを対象に計18回、417人の参加者を得た。翌27年度には、子育て施設利用者も対象に加え、28年1月までに計29回、666人が参加。年齢別では、30歳代が約20%、

40歳代が約70%を占めた。アンケートでは、98%から「今後、乳がん検診を受ける」との回答が得られており、その感想の中には「体験者の話が心に響いて、受診しなければと改めて実感した」「子どものためにも死にたくないと思った」など、効果をうかがわせる回答も目立った。

協働事業では、PTA以外にも幅広くアプローチした。遊園地「としまえん」で実施した健康フェスティバルなどのイベント、さらに生花店の「母の日キャンペーン」がそれだ。とくに後者は、「母の日」にカーネーションの花束を買いに来た家族などに乳がん検診の啓発メッセージ入りのポケットティッシュを配るという、優しさに溢れたキャンペーンとしてメディアにも取り上げられ、好評を博した。生花店には、職員が足を運び、個別にアプローチ。職員一同が「面白かった」と述懐する“営業”の結果、区内7店舗が協力したという。「子育て中の多くのお母さんは、子どもや夫のことが優先で自分の健康が後回しになっています。ご家族にそういう認識を持ってもらい、プレゼントとして検診を送る。そんなメリットがあったように思います」。所長で保健師の宮原恵子さんがそう説明するとおり、周囲が背中を押す効果も大きい。取り組みを引っ張ってきた西貝さんは、出前講座では「母が乳がんを患ったので自分も心配」「友だちが罹患したが、どのように接したらよいかわからない」「手術するのだが、不安」といった相談が寄せられたばかりか、触診モデルを触って自分の乳がんに気づいた人もいた。「多くの人の命が助かる」と手応えを感じている。

練馬区の乳がん検診受診率は、実施前の平成24年度は19.4%。しかし、26年度には21.2%とわずかながら向上。北保健相談所管内では、とくに反響が大きかった。西貝さんは、「副校長会に出て乳がんについて話せたのも、若いお母さんたちに伝えられたのも、協働できたおかげ。保健相談所の従来の事業は対象者が限定されますが、母子保健事業では将来、乳がんになり得る若い層やその夫をはじめ、患者会ではアプローチしにくい人たちに関わります。それが大きいですよ」と話し、互いの強みを活かした効果的な取り組みを高く評価する。

一方、「保健相談所職員側にもメリットがあった」と話すのは、所長の宮原さん。「保健相談所の事業は、来所いただくものばかりで、その生活に直に触れられない。でも出向けば、生活に少しだけ近づき、本音が聞けるんです」。それを裏づけるように、担当保健師の渡辺奈美さんは「30～40歳代の女性の乳がん検診の受診率は低いけれど、決して関心がないわけじゃないことがわかりました」と話し、係長の

佐藤さんも「ほかのさまざまな事業の参加者にも乳がん検診受けてる？と職員みんなが声をかけるようになりました。また、地域にはいろいろなパートナーがいることもわかりました。狭い視野で仕事をしていたと反省しています」と口を揃えた。平成27年度には、家族の一声が強い受診動機になることから、パパ向けの講座も企画しているという。

今後の課題は、「企業等の職域への拡大」と佐藤さん。地元の企業と関係の強い信用金庫などを通じてアプローチを行えば、より広がりも出るだろう。さらに、検診が受けられる医療機関や相談に応じられる受け皿の整備なども、大きな課題になりそうだ。

## 平成27年の自殺者数2万4千人 6年連続の減少で、18年ぶりに2万5千人を割る

内閣府自殺対策推進室が公表

内閣府自殺対策推進室は2月10日、警察庁の自殺統計にもとづく自殺者数の推移を公表した。警察庁から提供を受けた自殺統計原票データにもとづき、内閣府が毎月集計を行っているもの。それによると、平成27年の累計自殺者数は2万4,025人で、対前年比1,402人（約5.5%）の減少。6年連続の減少で、18年ぶりに2万5,000人を下回った。

## 見守りなどの状況把握サービスを行わない サービス付き高齢者住宅への指導徹底を要請

厚生労働省が通知、指導等に従わない場合は取消も求める

厚生労働省老健局は昨年12月22日、大阪市のサービス付き高齢者住宅（サ高住）で入居者への状況把握サービスが行われず、死亡が数日間も見過ごされた事案を受け、状況把握サービスにかかる登録基準への不適合物件に対する指導等の徹底を求める通知を都道府県等の住宅・福祉部局に行った。

サ高住には、高齢者の居住の安定確保に関する法律にもとづく登録基準として、入居者への生活相談サービスとともに、その安否を見守る状況把握サービスを提供することが義務づけられている。

そのため通知では、たとえ入居者から希望しない旨の意思表示がなされている場合でも、登録を受けている限り、その提供が必要と指摘。電話や居住部内での入居者の動体を把握できる装置による確認、あるいは食事サービスの提供時における確認、その他の適切な方法により、当該サービスを提供するよう要請した。また、法令違反が是正されない場合には、登録の取り消しも求めた。

（記事提供＝株式会社ライフ出版社）

